

東京大学グリーントランスフォーメーション戦略推進センター規則

令和7年3月27日

役員会議決

東大規則第85号

沿革

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則第21条第6項の規定に基づき、東京大学グリーントランスフォーメーション戦略推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定める。

(目的)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ及びサーキュラーエコノミー（以下「GX」と総称する。）を最も重要な取組の柱として、多様な専門知識を結集し、学内外のステークホルダーと連携して社会経済システムを環境再生型に変革し、課題解決と実践を推進するとともに、本学全体のGX戦略を主体的に推進することを目的とする。

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、東京大学教授又は特任教授をもって充てる。
- 3 センター長は、センターの管理及び運営を総括する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 センター長が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする

(副センター長)

第4条 センターに、副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター長が指名する。
- 3 副センター長は、センター長の職務を助ける。
- 4 前3項のほか、副センター長に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第5条 センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、東京大学グリーントランスフォーメーション戦略推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(室)

第6条 センターに、次に掲げる室を置く。

- (1) GX戦略室
- (2) キャンパスマネジメント室

- 2 室の組織及び運営については、センター長が別に定める。

(事務組織)

第7条 センターの事務は、本部GX推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

沿革

東京大学グリーントランスフォーメーション戦略推進センター規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第3章 全学組織等

○第2節 学内共同教育研究施設

沿革情報

◆令和07年3月27日 役員会議決